

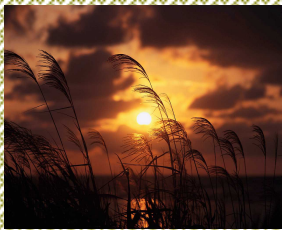
# イベント

心とめくもりが届く

No.273

2008

10 OCTOBER



## 今月のお知らせ

長崎県最低賃金 時間額 628 円 20/10/30 発効

- 保護される預金等のおさらい
- 11月21日(金)「一日公庫」 早目のお知らせ
- 長崎県最低賃金 628円に改定 平成20年10月30日より
- 10月は労働保険適用促進月間
- いまの経済の危機 20世紀以降3回目
- はしやすめ ・石油企業のタナボタ原油高利益に口ピン・フード税
- 税務まめ辞典 ・社長への地代・家賃の支払を引き下げることの可否



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 山中千明

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 保護される預金等のおさらい



## 揺らぎだした金融不安と預金防衛

世界的規模で揺らぎだした金融不安、つい数年前公的資金の投入と低金利政策による救済で立ち直った銀行にまた不安な影がちらついてきました。

あおるわけではありませんが、予防のための知識として預金等の保護がどうなっているのかおさらいしておきましょう。

15年4月1日から、それまで採られていた「預金の全額保護」という措置が全面廃止され（「ペイオフ解禁」）、預金保護の制度が大きく変わりました。

**最も身近な銀行の預貯金**は、「預金保険制度」により保護される預金等の限度額が、保険の対象となる預金等のうち、**決済用預金は全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1千万円までとその利息等の合計額**です。

経営破綻した場合、保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1千万円を超える部分及び保険対象外の預金（外貨預金など）等並びにこれらの利息等については、破たん金融機関の財産の状況に応じ、倒産手続によって弁済金・配当金として支払われることとなります。

また、**投資者（証券会社の顧客）の保護**は、顧客から預かった株式や債券などの有価証券とお金は、証券会社自身が保有する有価証券やお金と分別（ぶんべつ）管理されていますので、証券会社が破綻しても原則として影響はありません。何らかの事情で返還されない場合、「**投資者保護基金**」で**投資家1人当たり1千万円を上限に、損失が補填**されます。

**生損保の契約者**は、生命保険会社や損害保険会社が加入する「保険契約者保護機構」により、破綻した場合、別の保険会社か機構が保険契約を引き継ぎ、**生保は責任準備金の90%、損保は種類に応じ80~100%まで機構により補償**されます。

予定利率などの契約条件が変更されなければ、保護対象となっている保険種類に応じた補償割合まで保護されます。ただし、保険契約の移転等に伴って、予定利率の引き下げが行われると、最終的な補償割合はさらに小さくなる可能性があります。

大事な資産の預け先、運用先は、安全確実な金融機関へと考えるのですが、再び揺らぎそうな金融不安に飲み込まれる心配も出てきました。

## 11月21日(金)「一日公庫」早目のお知らせ

国金の担当者が当事務所に出向いて、借入希望者の審査・決定をする今年度後半の「一日公庫」の日程が決まりました。

米国発の金融不安は世界を巻き込む金融不安へと広がっています。銀行の貸し渋り再燃も懸念され、公的融資制度の活用は今後も大事です。

**現在の普通貸付の利率は2.45%です。金利の0.65%上乗せで他人の保証人等を不要とする利用が増えています。**

# 長崎県最低賃金 628円に改定

## 平成20年10月30日より

長崎県最低賃金については、長崎地方最低賃金審議会における審議の結果、答申が出され、これを受けて、「現行時間額619円を9円引き上げ、1時間 628円とする。」改正が長崎労働局長により決定されました。プラス7円予想がプラス9円となりました。この改正は、平成20年10月30日（木）より発効となります。

### 10月 は労働 保険 適用 促進 月間

「一人でも雇ったら、必ず入るもの。それは労働保険です！」の文句で、10月は全国規模での労働保険適用促進月間が設定されています。

長崎労働局でも、労働保険に加入していない事業所をなくすための対策（成立手続を行うような指導）がなんらかの方法で展開されると思います。



労働保険は、国が管理・運営する強制保険です。指導したうえで、強制することもできます。事業主が保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。「労災保険」と「雇用保険」の加入の義務は、事業主にとって避けて通れません。

## いまの経済の危機 20世紀以降3回目

いまの世界経済の危機はどの程度のものなのか。景気後退、金融混乱、物価高騰の三重苦の世界経済は、20世紀以降3回目の危機といわれています。

第1回目は、1929年の大恐慌です。29年のニューヨーク市場の株価暴落をきっかけにその後4年間世界経済は混乱しました。

第2回目は、70年代のスタグフレ・ションで物価上昇と不況が深刻化しました。71年は金・ドル交換停止 73年はオイルショック 74年からの不況と続きました。

第3回目の3重苦は、昨年8月のサブプライムローン破綻による金融混乱に端を發し、始まったばかりですが危機は深刻です。



景気後退、金融混乱、物価高騰の三重苦といわれ、まだまだ先が続く不安な現状で、今後の日本への影響も心配です。

巨大金融機関が、自らの投機取引や投機グループとの融資関係を深め、最新の金融技術も最後はリスクの所在さえわからなくなり、相互不信に至り腐敗・破綻する。グローバル化した巨大金融機関と金融の投機取引が引き起こした世界の危機かもしれません。

それと、根底にはイラク戦争があるように思います。原油高騰と物価高騰の原因であり世界不安を引き起こしていった原因ともなっています。戦争は、経済にプラスという見方をする人がいますが、イラクを見ても戦争は生活と経済を疲弊させるだけです。



## 石油企業のタナボタ原油高利益にロビン・フッド税

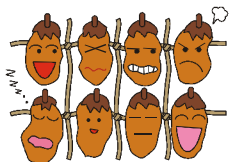
### はしやすめ

9月23日頃ですが欧州のポルトガル議会が、原油価格高騰による利益に課税する税制を可決した新聞記事を目にしました。その解説で弱者救済の「ロビン・フッド税」とあったのでよけいに興味を持ちました。

要するに、石油企業各社が原油高騰で増大させた利益部分が課税対象となり、税率25%で納税させることが決まったということでした。欧州では、原油価格高騰による“たなぼた利益”を国民に還元させる同様な措置が広がりつつあり、イタリアでは8月初めに創設され、フランスでは世界5大メジャーの1つであるトタル社が1億ユーロを政府に献金したと書かれていました。

ロビン・フッドは、中世英国の伝説上の義賊で、時の圧政に抗してたたかったという話から、社会的弱者や貧しい人々の救済の目的を明確にして、高額所得に課税する税制をロビン・フッド税と呼ぶことがあるそうです。

ポルトガルでは、社会保険の財源にあてるといわれています。日本では、考えられないことですが、記事は、「ねずみ小僧税」の改革が必要だといっていました。



## 税務まめ辞典

### 社長への地代・家賃の支払を引き下げることの可否

社長が自分の土地や建物を会社に貸し付けて、会社から賃借料を得て不動産所得として申告することはよく行われています。

例えば、社長が建物を月額25万円で賃借していたところ、会社の業績が悪化して、月額5万円に変更したい場合の税務上の問題はどのようなのでしょうか。

まず会社の方ですが、低額な賃借料(5万円)で経済的な利益として受贈益(20万円)が生じますが他方、支払家賃(20万円)も同額計上されるため新たな課税上の問題は生じません。(借方)支払家賃5万円(貸方)現預金5万円の実務処理します。

問題は、社長個人に生じることがあります。通常であれば、個人が資産を無償で貸し付けた場合、収入計上は要さないとされ、また低額であれば実際にもらった額を収入計上すればいいとされています。ここまでであれば何も問題ありません。

ただ、社長と会社との間であれば、個人の所得税の負担を不当に減少させたとして、同族会社の行為計算否認の規定で税務署長が所得税の更正等を行うことがあります。

この規定を適用されると通常得るべき収入を不動産所得の収入金額(25万円)とされます。しかし、会社の業績悪化などやむを得ない事情であれば、個人の所得税の負担を不当に減少させることには当たらないとされるようです。

一般には、同族会社の行為計算否認の規定によって、不動産所得の更正までいくことはないのですがこういう問題もあります。また賃貸借ではなく使用貸借とする方法もあります。